

書面会議における説明事項

- 1 地域密着型サービスについては、市が指定を行っています。
- 2 令和4年4月1日開設予定の地域密着型サービス事業者より指定申請があったため、当該事業者の指定に当たって、ご意見をお聞かせください。

議題 1

地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法第78条の2に基づく

地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型サービス事業者の指定に当って、ご意見をお聞かせください。

○申請のあったサービスについて

地域密着型サービス種別	看護小規模多機能型居宅介護
指定予定年月日	令和4年4月1日

※令和2年度第2回地域密着型サービス運営委員会の中で、報告しました整備予定事業者からの指定申請となります。なお、本市が看護小規模多機能型居宅介護を指定するのは初めてとなります。

<看護小規模多機能型居宅介護とは>

医療ニーズの高い利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

イメージ

看護小規模多機能型居宅介護＝訪問看護＋小規模多機能型居宅介護

指定に係る基準については、提出書類および現地で確認し、問題ないことを確認しています。詳細はP6をご確認ください。

また、以下については、次のページをご確認ください。

- ・事業所の概要について：P2
- ・事業所周辺地図：P3
- ・平面図：P4
- ・事業所写真：P5
- ・参考：看護小規模多機能型居宅介護の基本方針（厚生労働省資料）：P13～14

○事業所の概要について

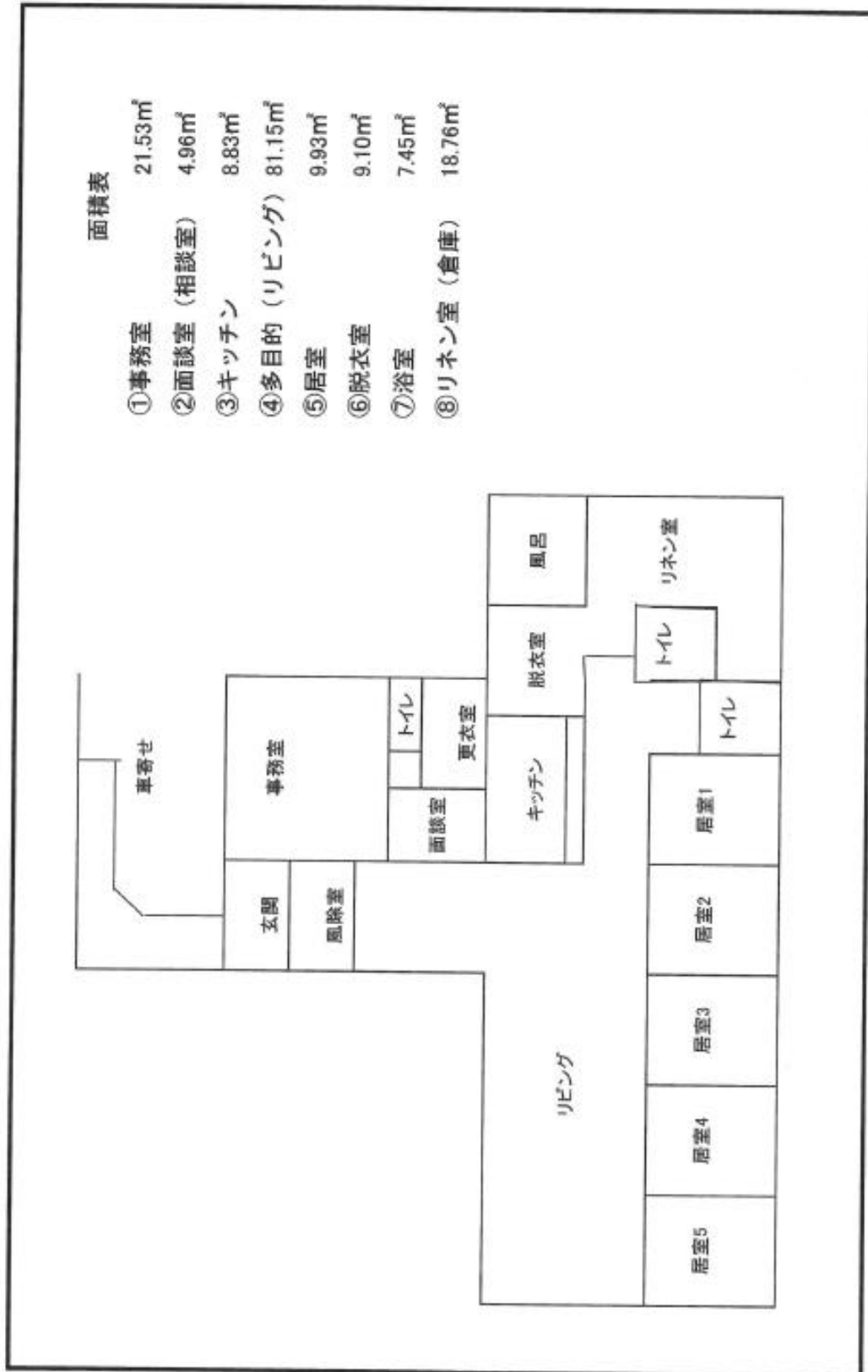
申請者	名称	有限会社ニューズコーポレーション						
	事務所の所在地	(郵便番号 3 6 4 - 0 0 3 1) 埼玉県北本市中央 3 - 7 1 - 4						
	代表者の職名・氏名	職名：代表取締役 氏名：平尾 良雄						
	当該法人が運営する他のサービス	(北本市内に所在する事業所) ・訪問看護・居宅介護支援・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・訪問型サービス						
事業所	サービス種別	看護小規模多機能型居宅介護						
	フリガナ	カンゴショウキボタキノウケア ミライ						
	名 称	看護小規模多機能ケア みらい						
	所在地	(郵便番号 3 6 4 - 0 0 0 7) 埼玉県北本市東間 6 - 1 0 6 - 3						
	従業者の職種・員数	介護支援専門員		介護従事者		うち看護職員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
		常勤 (人)	0	6	0	5	0	1
		非常勤 (人)	2	1	0	1	0	0
設備	土地及び建物	借地／法人所有						
	居間・食堂の合計面積	7 2 . 3 2 m ²						
	非常災害設備一覧	・消火器設備・スクリンプラー設備・自動火災報知設備 ・自動火災通報装置・誘導灯						
運営	営業日	3 6 5 日						
	営業時間	通いのサービス 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 宿泊サービス 1 6 : 0 0 ~ 9 : 0 0 訪問サービス 2 4 時間						
	登録定員	2 5 名						
	利用定員	通いサービス 1 5 人 宿泊サービス 5 人						
通常の事業実施地域	北本市							



(参考様式3)
平面図

事業所・施設の名称

看護小規模多機能ケア みらい



事業所写真



外観



居間・食堂



居室



浴室

指定に係る基準適合一覧

【看護小規模多機能型居宅介護】

根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年3月14日 厚生労働省令第34号)(以下「平18厚労令34」といいます。)

1. 人員に関する基準

職種	基準の概要	根拠法令	適否	当該事業所
代表者	○特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者。 ○認知症対応型サービス事業開設者研修を修了しているものでなければならない。	平18厚 労令34 第173条	適	・代表者の経歴確認 ・研修修了証確認
管理者	○原則常勤専従 ただし、管理上支障のない場合は、同事業所又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可。 ○認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。	平18厚 労令34 第172条	適	・管理者を常勤1名 ・介護従事者を兼務 ・研修修了証確認
介護従事者	○夜間・深夜の時間帯以外 常勤換算方法で、通いのサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供にあたる者を2以上。 ○夜間・深夜の時間帯 夜間・深夜の時間帯を通じて1以上及び宿直勤務にあたる者を必要な数以上。 ○介護従事者のうち、1以上の者は常勤でなければならない。 ○介護従事者のうち、1以上の者は看護	平18厚 労令34 第171条	適	介護職員7名 ・常勤兼務7名 ・非常勤専従2名 ・非常勤兼務1名 うち、 看護職員5名 ・常勤兼務5名 ・非常勤兼務1名 勤務形態一覧表確認

	師又は准看護師でなければならない。 ○介護従業者のうち、常勤換算方法で 2.5 以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護職員」という。）でなければならない。 ○通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1 以上の者は、看護職員でなければならない。			資格証確認
介護支援専門員	○原則専従、非常勤可。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、同事業所の管理者又は他の職務に従事可。 ○小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了しているものでなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 171 条	適	介護支援専門員を ・常勤1名 ・介護従事者を兼務 研修修了証確認 資格証確認

2. 設備・備品等に関する基準

設備	基準の概要	根拠省令	適否	当該事業所
居間・食堂	○居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。その広さについても原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。 ○通いのサービスの利用定員が15人を超える場合は、1人あたり3㎡以上を確保する必要がある。	平 18 厚 労令 34 第 175 条	適	現地確認 通い利用定員 15 人 $15 \text{ 人} \times 3 \text{ m}^2 = 45 \text{ m}^2$ 居間及び食堂の合計面積 ⇒ 72.32㎡
宿泊室	○1 の宿泊室の定員は 1 人。（利用者の処遇に支障がなければ 2 人も可） ○1 の宿泊室の床面積は、7.43 ㎡以上	平 18 厚 労令 34 第 175 条	適	現地確認 宿泊の利用定員 5 人 全個室、5 室設置 全室、床面積は 7.43 ㎡以上。
台所・浴室	設置が必要	平 18 厚 労令 34 第 175 条	適	現地確認 浴室は1室
消火設備	消防法その他法令等に規定された設備	平 18 厚	適	現地確認

その他非常災害に際して必要な設備		労令 34 第 175 条		・消火器設備 ・スプリンクラー設備 ・自動火災報知設備 ・自動火災通報設備 ・誘導灯 等
その他設備・備品	サービス提供に必要な設備の設置が必要	平 18 厚 労令 34 第 175 条	適	現地・書類確認 ・トイレ3か所 ・鍵付き書庫 ・送迎車両 ・介護ベッド一式5台 ・入浴用ストレッチャー ・車椅子 等

3. 運営に関する主な基準

基準の概要		根拠条文	適否	当該事業所
基本方針	指定地域密着型サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第62条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 【訪問看護】 指定訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 170 条	適	運営規程確認

	【小規模多機能型居宅介護】 指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするもの。											
登録定員 利用定員	○登録定員 29人以下 ○利用定員 (1)通いのサービス 登録定員の2分の1から15人まで 登録定員が25人を超える場合は、以下の利用定員まで <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table> (2)宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	平18厚 労令34 第174条	適	運営規程確認
登録定員	利用定員											
26人又は27人	16人											
28人	17人											
29人	18人											
				【参考】 登録定員 25人 通いサービス 15人 宿泊サービス 5人								
内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得る。	平18厚 労令34 第182条 (準用第3条の7)	適	運営規程・重要事項説明書等確認								
利用料等の受領	法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合に	平18厚 労令34 第182条 (準用第71条)	適	運営規程・重要事項説明書等確認								

	については、それに応じた割合)の支払を受けなければならない。 このほか、食事の提供に要する費用、おむつ代等の支払いを受けることができる。 上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。			
指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	具体的取扱方針の概要 (1)通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組合せることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行う。 (2)利用者一人一人の人格を尊重し、利用者それぞれが役割をもって日常生活を営むことができるよう配慮する。 (3)漫然かつ画一的にならないように必要な援助をおこなう。 等	平 18 厚 労 令 34 第 177 条	適	運営規程・重要事項説明書等確認
緊急時の対応	(1)サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (2)(1)の従業者が看護職員の場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。	平 18 厚 労 令 34 第 180 条	適	運営規程・重要事項説明書等確認
運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかななければならない。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)看護小規模多機能型居宅介護の登録定員 並びに通いのサービス及び宿泊サービスの利用定員 (5)看護小規模多機能型居宅介護の内容	平 18 厚 労 令 34 第 182 条 (準用第 81 条)	適	運営規程確認

	及び利用料その他の費用の額 (6)通常の事業の実施地域 (7)サービス利用に当たっての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)その他運営に関する重要事項			
勤務体制の確保等	利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制を定めること。	平 18 厚 労令 34 第 182 条 (準用第 30 条)	適	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表確認
非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	平 18 厚 労令 34 第 182 条 (準用第 82 条の 2)	適	運営規程、非常災害対策計画確認
秘密保持等	従業員又は従業員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じること。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	平 18 厚 労令 34 第 182 条 (準用第 3 条の 33)	適	運営規程確認
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。	平 18 厚 労令 34 第 182 条 (準用第 3 条の 36)	適	運営規程、苦情に対する措置の概要等を確認
地域との連携等	サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとも	平 18 厚 労令 34 第 182 条 (準用第	適	運営規程、運営推進会議構成員一覧表確認

	に、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。	34 条)		
事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、賠償を速やかに行わなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 182 条 (準用第 3 条の 38 条)	適	運営規程、損害 保険証等確認

基本方針

○看護小規模多機能型居宅介護

第170条

指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

○訪問看護

第59条

指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

○小規模多機能型居宅介護

第62条

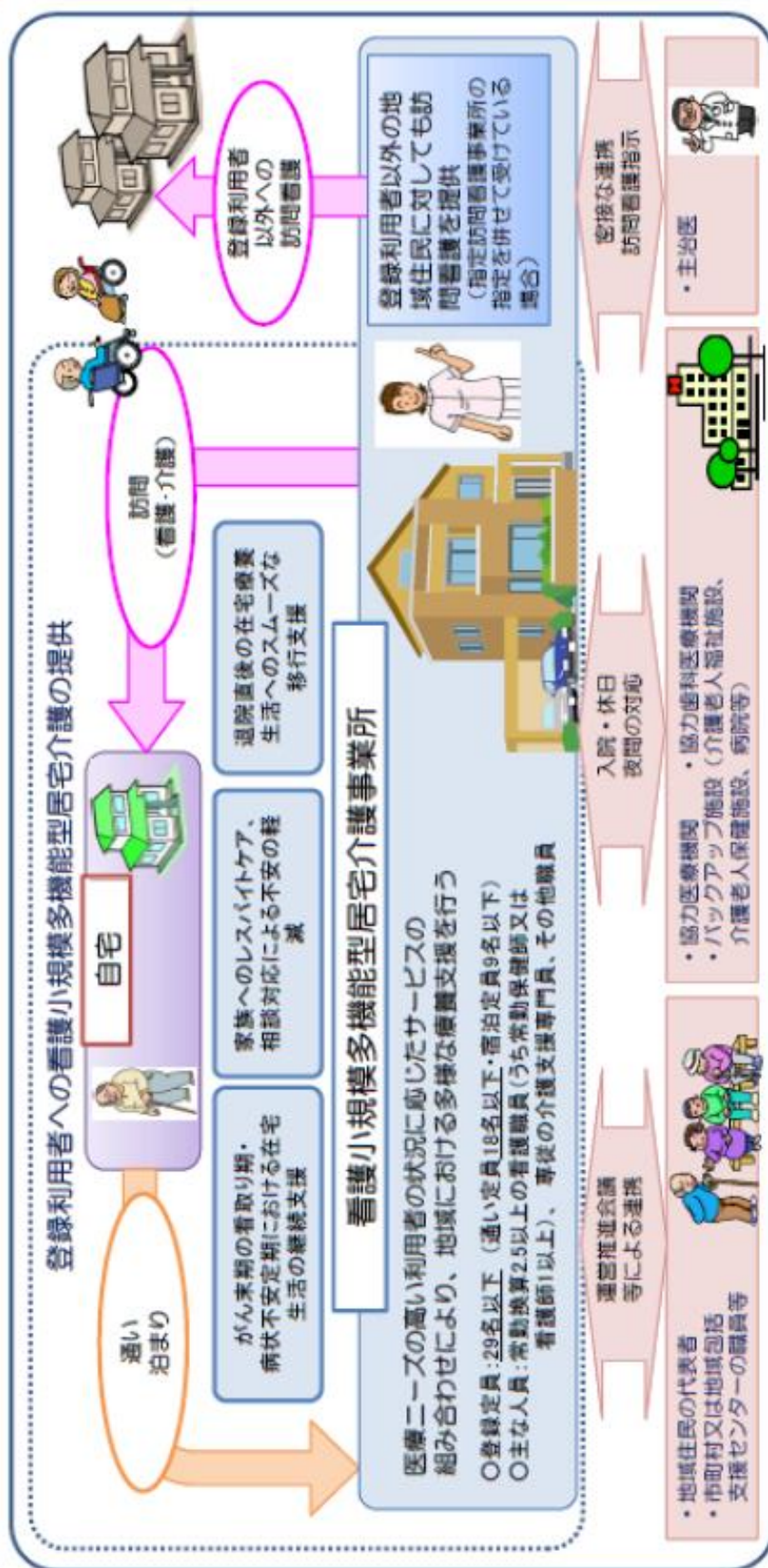
指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

（参考）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

看護小規模多機能型居宅介護の概要



- 主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。
- ※ 医療ニーズへの対応が必要な利用者に対して、小規模多機能型居宅介護事業所では対応できなかったが、看護小規模多機能型居宅介護事業所では対応できる。
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。